- 何が起きたか、いつ起きたか、何に基づく差別であったか (人種、性別、肌の色、出身国、障害、宗教、年齢、性的指向、親としての立場) について ODEO が理解するのに十分な、疑われる差別行為についての詳細な説明

苦情の申し出に関するその他の重要情報

NASA は、大統領令に基づく調査または手続きにおいて何らかのかたちで苦情または証言、支援を行った、あるいは関与した人物に対し報復措置を取ることはありません。大統領令 13160 またはその履行のための規則に係る苦情を申し出る人物は、その手続きのあらゆる段階において、その人物が選ぶ弁護士または代理人による弁護および補佐を受けることができます。弁護士を雇った場合、その人物にはただちに NASA に通知する責任があります。また、これらの手続きにおいてその他の代理人の起用を希望する場合、その人物には ODEO への通知を行う義務があります。苦情申出者には、弁護士またはその他の代理人の氏名、住所、電話番号を ODEO に提供する責任があります。また、苦情申出者には、大統領令またはその履行のための規則に係るあらゆる手続きにおいて、弁護士および/またはそれ以外の代理人の状況に関し変更があるたびに、これを継続的に ODEO に知らせる義務があります。

苦情の送付先

差別に関する苦情の手紙は、NASA 多様性および機会均等オフィスまで送付してください。住所は以下のとおりです。

National Aeronautics and Space Administration (NASA)
Headquarters
Office of Diversity and Equal Opportunity
300 E St., SW
Suite 4W39
Washington, DC 20546
202-358-2167
TDD: 202-358-3748

また、差別に関する苦情の手紙は次の NASA 構成施設のいずれかに送付することも可能です。

NASA Ames Research Center
Office of Diversity and Equal Opportunity
Mail Code 19-5
Moffett Field, CA 94035-1000
650-604-6510

NASA Dryden Flight Research Center
Office of Diversity and Equal Opportunity
Mail Code D-1023
P.O. Box 273
Edwards, CA 93523-0273
621-276-3033

NASA Glenn Research Center
Office of Equal Opportunity Programs
Mail Stop 500-311
21000 Brookpark Rd.
Cleveland, OH 44135
216-433-2323

NASA Goddard Space Flight Center
Office of Equal Opportunity Programs
Mail Code 120
Greenbelt Rd.
Greenbelt, MD 20771-0001
301-286-7348

NASA Headquarters
Office of Equal Opportunity and Diversity Management
300 E St., SW
Suite 4F39
Washington, DC 20546-0001
202-358-1098

NASA Jet Propulsion Laboratory
Employee Relations Office
Mail Code T1720-D
4800 Oak Grove Drive
Pasadena, CA 91109
818-354-5789

NASA Johnson Space Center
Office of Equal Opportunity and Diversity
Mail Code AJ
Houston, TX 77058-3696
281-483-1098

NASA Kennedy Space Center
Office of Diversity and Equal Opportunity
Mail Stop AJ
Kennedy Space Center, FL 32899
321-867-9175

NASA Langley Research Center
Office of Equal Opportunity Programs
Mail Code 378
Hampton, VA 23681
757-864-3290

NASA Marshall Space Flight Center
Equal Opportunity Office
Mail Code CE01
Marshall Space Flight Center, AL 35812
256-544-2411

NASA Stennis Space Center
Office of Equal Opportunity
Mail Code AA00
Stennis Space Center, MS 39529
228-688-2079

NASA Wallops Flight facility
Equal Opportunity Programs Office
Mail Stop 120
Wallops Island, VA 23337
757-824-1412

大統領令 13160 に関する詳細情報の取得

この手引書のコピーを入手するには、同省の調整および審査部 (Coordination and Review Section) まで電話 (202-514-1000) にて問い合わせるか、あるいはウェブサイト ***(http://www.usdoj.gov/crt/cor/13160.htm)*** にアクセスしてください。

アメリカ航空宇宙局 (NASA)

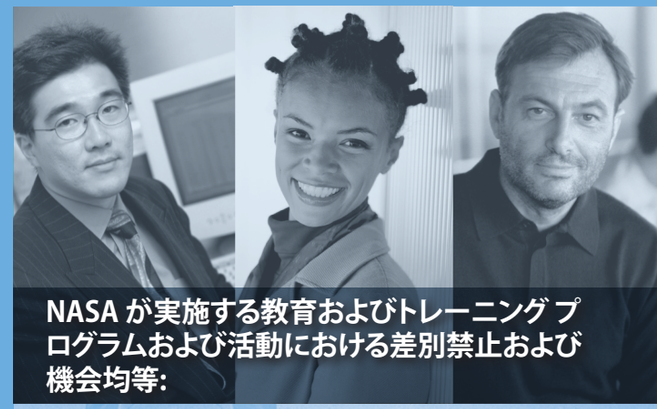

NASA が実施する教育およびトレーニング プログラムおよび活動における差別禁止および機会均等:

米国大統領令 13160

多様性および機会均等オフィス

www.nasa.gov

米国大統領令 13160

大統領令 13160 とは

大統領令 13160「連邦政府が実施する教育およびトレーニング プログラムにおける、人種および性別、肌の色、出身国、障害、宗教、年齢、性的指向、親としての立場に基づく差別禁止」は、2000 年 6 月 23 日に発布されました。

この大統領令の目的は、連邦政府が実施する教育およびトレーニング プログラムにおける機会均等を徹底することです。これは、この取り組みを連邦政府からの資金援助受給者 (大学など) の教育プログラムおよび活動にも適用するのであれば、連邦政府は教育機会において少なくとも一律的な無差別原則を固持する必要があるという考えに基づくものです。

大統領令 13160 の責務とは、人種や性別、肌の色、出身国、障害、宗教、年齢、性的指向、親としての立場にかかわらず、すべての個人が連邦政府が実施する教育およびトレーニング プログラムに参加し利益を享受する均等な機会をもち、またこれらのプログラムにおいて一切の差別から解放されることを保証するという明確なものです。

「連邦政府が実施する教育およびトレーニングプログラム」とは

大統領令 13160 における「連邦政府が実施する教育およびトレーニング プログラム」には、政府が支援する長期的な正規教育機関、ならびに短期的なトレーニング プログラムが含まれます。NASA における連邦政府が実施する教育およびトレーニング プログラムおよび活動の例には、NASA アドミニストレータ フェローシップ プログラム (Administrator's Fellowship Program) や NASA 本社夏期インターンシップ プログラムが含まれます。

禁止される差別の例

大統領令 13160 のもとで禁止される差別は、以下を含むがこれらに限定されないさまざまなかたちをとる場合があります。

- 大統領令の適用対象となる連邦政府が実施する教育またはトレーニング プログラムに参加する人物を、その人物に関する保護の対象となる立場 (「保護の対象となる立場」という言葉は、通常の場合、人種、性別、肌の色、出身国、障害、宗教、年齢、性的指向、親としての立場という大統領令の対象となる 9 つの保護される特性を指す) を理由に選択する、あるいは選択を怠る。
- 保護の対象となる立場を理由に、連邦政府が実施する教育プログラムに関連し提供される援助や便益、サービスをその人物に与えない。
- 保護の対象となる立場を理由に、その人物を特定の教育またはトレーニング プログラムまたは活動、あるいは特定のプロジェクトに割り当てる。
- 性的嫌がらせ (性別に基づく差別の一種)。
- 英語力が不十分な人物を重要なプログラムに確実に参加させるための相応な措置の実施を怠る (出身国に基づく差別の一種)。
- その人物の宗教的信仰に応じた相応の便宜を図ることを怠る (宗教に基づく差別の一種)。

政府職員に適用される法的権限との関係

大統領令 13160 は、連邦政府が実施する教育およびトレーニング プログラムに関与するすべての個人に適用されます。連邦政府が実施する教育プログラムへの業務上の参加により大統領令の対象となる連邦政府職員は、現行のさまざまな雇用機会均等 (Employment Opportunity/EEO) 法や規則および大統領令により保護されます。

実際に、連邦政府職員に対する大統領令 13160 の適用は、係る教育プログラムへのその人物の参加が業務上のものであるかどうかにより異なります。参加が業務上のものである場合、その職員には現行法ならびに大統領令が適用されます。その参加が業務上のものではない場合、その職員には大統領令が適用されますが、現行法は適用されません。

たとえば、司法省 (DOJ) が実施するトレーニング プログラムに参加した NASA の職員は、NASA の現行の EEO 法および規則を行使しないことを選択した、あるいは行使が不可能である場合に DOJ に対し直接大統領令 13160 の申し立てを行うことができます。

NASA 多様性および機会均等オフィス (Office of Diversity and Equal Opportunity)

NASA では、多様性および機会均等オフィス (ODEO) が公民権法および規制、大統領令の履行に責任を負っており、NASA 従業員および NASA が支援または実施するプログラムあるいは活動の受益者の権利の保護に努めています。大統領令 13160 のもとでの ODEO の役割とは、NASA が実施する教育およびトレーニング活動における差別を主張する申し出を受領および調査して判決を下すこと、そして連邦政府が実施する教育およびトレーニング プログラムに関与するすべての個人に対し大統領令 13160 の差別禁止の責務の認識を徹底させることです。

差別の苦情の申し出

苦情を申し出ることができる人物

大統領令またはその履行のための規則に対する違反により虐げられたと思われる人物はすべて、自らまたは代理人を通じて、大統領令またはその履行のための規則に違反していると思われる機関に対し 書面による苦情を申し出ることができます。苦情は、差別と疑われる事態が発生してから 180 日以内に申し出る必要がありま す。ただし、ODEO は次の理由によりこの期限を延長することもあります。

a. 苦情申出者が、この期限について通知を受けておらず、この期限について知り得なかったことを証明できる場合。

b. 苦情申立者が、やむを得ない事情により時宜に適った方法で苦情を申し出ることができなかったことを証明できる場合。

c. ODEO が十分であるとみなすその他の理由または事情がある場合。

NASA 従業員が別の NASA 従業員に関する差別の苦情を申し出る場合は、適用される法的権限 (雇用上の年齢差別禁止法セクション 501 タイトル VII/Title VII, Section 501, the Age Discrimination in Employment Act) に基づく申出要件にしたがう必要がある点に注意してください。

苦情に含める情報

ODEO に正式な苦情を申し出るには、次の情報を書面にて提出する必要があります。

- 自分の氏名、住所、署名 (日中の連絡先となる電話番号があると有益ですが、必須ではありません)
- 疑われる差別行為は連邦政府が実施する教育またはトレーニング プログラムにおいて起きたものかどうか、また疑われる差別行為は連邦政府職員に関するものかどうか
- 疑われる差別行為に関与する NASA 施設の名称および場所